別記様式（日本工業規格Ａ４縦型）

平成２６年度図書館等職員著作権実務講習会受講申込書

ふりがな	
1　氏　名	
2　生年月日	昭和・平成　年　月　日生
3　名　称	
勤務先 4　所在地	〒　－ 都・道・府・県　市 電話番号　（　）　（内線）
5　下記(1)～(4)に該当する番号を○で囲む。 なお(4)により受講を希望する者は受講希望理由を記入する。	
受講者資格	【受講資格要件】 (1)　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者 (2)　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第３学年を修了した者で、３年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者 (3)　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後３年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者 (4)　その他（受講希望理由：　　）
6　図書館等勤務経験	年　月（平成２６年６月１日現在の予定）
7　第１希望会場	□←（下記(1)(2)から選択して記入する。）
希望会場	(1)　東京会場【定員４００名】 平成２６年８月２５日（月）～８月２７日（水） 昭和女子大学　グリーンホール 〒１５４－８５３３　東京都世田谷区太子堂１－７－５７ (2)　京都会場【定員２００名】 平成２６年９月１０日（水）～９月１２日（金） 京都大学　吉田キャンパス　吉田南４号館３階４共３０教室 〒６０６－８５０１　京都市左京区吉田二本松町
8　第一希望会場で受講できない場合につき、(1)(2)いずれかを○で囲む。 (1)　第２希望会場で受講する (2)　第１希望会場で受講できなければ受講しない	
9　当講習会の受講回数を記入する。（※今回が初回の方は記入の必要はございません。過去に受講した事がある方のみ受講した回数をご記入下さい。） 受講回数　回（修了年　年）	

受講回数

○農林水産省告示第六百五十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、トマト加工品の日本農林規格（昭和五十四年十月十一日農林水産省告示第千四百十九号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年六月十四日から施行する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のトマト加工品の日本農林規格により格付の表示が付されたトマト加工品については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条の表食品添加物の項の１の規定（国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に係る部分に限る。）の適用については、同項の１の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3　この告示による改正後の第四条から第九条までの表食品添加物の項の２及び３の規定の適用については、同項の２及び３の規定にかかわらず、平成二十七年十二月十三日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第六百五十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、乾めん類の日本農林規格（昭和六十一年六月九日農林水産省告示第九百十一号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年六月十四日から施行する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の乾めん類の日本農林規格により格付の表示が付された乾めん類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第四条第一項の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十七年十二月十三日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第六百五十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、手延べ干しめんの日本農林規格（平成十六年六月十八日農林水産省告示第千百八十九号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第六百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十四日から施行する。

平成二十六年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政事務所の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年五月十五日農林水産省告示第六百五十二号（トマト加工品の日本農林規格の一部を改正する件）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合における トマト加工品についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。